



産業廃棄物処理施設設置許可証

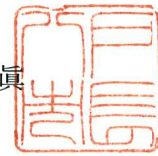
令和2年1月16日

岩手県久慈市源道第13地割21番地

株式会社中塚工務店 代表取締役 中塚 邦幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

八戸市長 小林 眞



許可の年月日	令和2年1月16日	許可番号	R1-8の2-3
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類 木くずの破碎施設（移動式） 産業廃棄物の種類 木くず		
設置場所	八戸市内一円（ただし、騒音規制法に基づく規制地域外、第4種区域内及び第3種区域内では敷地境界から7m以上離れた排出現場に限る。） 駐機場：岩手県久慈市枝成沢第18地割127番1		
処理能力	183.76t/日（8時間稼働） 22.97t/時間		
許可の条件	施設の稼働時間は、8時から17時までのうち8時間とする。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(許可証の書換え状況)

○ 令和2年1月16日 設置許可 第R1-8の2-3号